

多摩市立聖ヶ丘小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

◆文部科学省児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査のいじめに関する定義

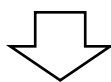
本調査において個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って(注1)行うものとする。「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者(注2)から、心理的、物理的な攻撃(注3)(注4)を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(注1) 「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。

(注2) 「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

(注3) 「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

(注4) 「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。



◆多摩市いじめ防止対策推進条例第2条

「いじめ」とは、心理的又は物理的な影響を与える行為(SNS等を通じて行われるものを含む。)であって、児童が心身の苦痛を感じているものをいう。



◆本校いじめ防止基本方針

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、当該児童と何らかの人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(SNS等を通じて行われるものを含む。)であって、その行為により当該児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめに対する本校の基本認識と基本的な姿勢

- ①いじめは絶対に許されない行為(人権侵害)であり、どの学級でも起こりうるという認識を本校の全ての教職員がもつ。
- ②いじめ問題への対応は、いじめられている子供の立場で考え、組織的に対応する。
- ③家庭教育の在り方がいじめ問題と大きく関わるとの指摘がある。
本校の開校時の願いである「教職員、保護者、地域住民が手を携え合って子どもを育む」学校づくりの具現化と併せて、普段から保護者や地域との連携に努め、信頼関係を深める。

3 いじめ未然防止・早期発見むけて取り組む項目

- ①いじめをしない、させない、許さない雰囲気の醸成、
- ②教職員・保護者・地域(関係機関を含む)の三者の連携協力の強化、
- ③いじめをしない児童の育成の3点に重点をおく。

1 軽微ないじめも見逃さない組織づくり

①年3回以上の教員研修の実施

いじめ防止のための校内研修やOJT等。

【研修1】学校いじめ防止基本方針、いじめ対策委員会への理解

→多摩市立聖ヶ丘小学校いじめ防止基本方針を活用する。

【研修2】いじめの理解や重大事態への対処の仕方への理解を深める。

→「いじめ総合対策【第2次】上巻〔学校の取組編〕P34・P63～P75を活用

【研修3】いじめを迅速かつ適切に解消するための組織的な体制や保護者、地域等との連携体制を整える。

→「いじめ総合対策【第2次】下巻〔実践プログラム編〕P70～P100を活用

※本研修で取り扱う学校統計調査の区分に示されたいじめの様態等を参考に、いじめの様態等について理解を深め、早期発見に役立てる。

②学校いじめ対策委員会の設置

いじめ防止等に組織的かつ効果的に取り組むため、校務分掌組織に位置付ける。

- ア 役割は、いじめ防止等の取組に関すること、相談内容の把握、児童・保護者への啓発、その他必要と考えられることとする。また、当委員会は、生活指導部と連携して、その役割を果たしていく。
- イ 構成メンバーは、校長、副校長、教務主任、生活指導主任、養護教諭、スクールカウンセラー（SC）とする。また、いじめに関する相談があった場合は、対象児童の担任、学年主任もメンバーに加え、状況把握や対応策の検討を行うこととする。
- ウ 月1回SCの出勤日に合わせて「学校いじめ防止委員会定例会」を実施する。また、相談があった場合等定例会の他に必要に応じて臨時に開催する。会の進行は副校長が行う。
- エ 検討された内容は、記録を残し全教職員に周知する。その際、個人情報に関わる内容の取扱いには十分注意するものとする。

③いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

いじめに関する相談（情報提供）があった場合は、当該児童の担任及び学年主任を交えて、いじめ対策委員会で関係児童や保護者への対応について協議する。情報や進捗については、生活指導夕会等で校内の全教職員で共有する。**夕会時、学年での情報交換の時間を設定する。共有ファイルに打ち込みを行い、教員間での情報共有を行う。**

④情報共有シートの活用

いじめの事案について児童の実態や指導経過等の情報は電子ファイルに入力し、校内で共有する。

⑤学校評価の活用

- ・本基本方針に基づく取組は、毎年度末の学校評価で評価・検討し、次年度の取組の充実に生かす。
- ・全教員が、各自担当する校務分掌で行う工夫を一つ自己申告書に記載して取り組む。

2 相談しやすい環境づくり

①児童アンケートの実施

- ・ふれあい月間（6月、11月）、2月の年3回、アンケートを実施し、追跡調査を行う。
- ・長期休業明けアンケートを実施し、休暇中の児童の実態を把握する。

②SOSの出し方に関する教育

- ・DVD教材等を活用した指導、校長講話、学級指導、相談窓口一覧配布
- ・スクールカウンセラーの出勤日の周知（便りの発行）

3 いじめについて考え、行動できる児童の育成

①いじめに関する授業の実施

いじめ防止にかかわる授業を、ふれあい月間（6、11月）、2月の年3回実施する。

②合意形成や意思決定の場面の設定

日常の授業において、児童が話し合い、合意形成や意思決定を行う場面を設定する。

③「自己肯定感」を高めさせて、ストレスに負けない心を育む

人と関わることの喜びや大切さに気付かせるとともに他者を尊重する態度や感謝の気持ちを高める。

④なかよし班活動等による異学年交流の場の設定

上の学年の児童が下の学年の児童を世話する活動を計画的に取り入れる。幼稚園や保育園との交流等

⑤特別支援学校との交流活動

都立多摩桜の丘学園との交流を行う。

⑥地域と関わる活動

ゆいま〜る聖ヶ丘、都立多摩桜の丘学園、多摩大学、近隣幼保育園、近隣施設(聖館)、放課後子ども教室、地域清掃、地域行事における地域との交流を行う。

4 保護者との連携

①基本方針等のいじめ問題への理解と周知

- ・いじめ防止基本方針を、保護者会や通信等での周知、学校ホームページに掲載する。
- ・保護者会等を通じて、「多摩市いじめ防止対策推進条例リーフレット」等を活用し、保護者や地域のいじめ問題への理解を深める。年度初めの保護者会等で「いじめのサイン」を紹介し、早期に学校(担任)またはS Cに相談や情報提供をしていただく。
- ・解決に向けた指導では、保護者の方にも、本基本方針に沿っていじめられている児童の気持ちを大切にするとともにいじめは絶対に許されないものという認識に立って指導にあたるようお願いする。

5 地域、関係機関等との連携

①教育委員会との連携

いじめの事実を確認した場合の多摩市教育委員会への報告や重大事態発生時の対応等については、法に則して多摩市教育委員会に指導・助言を求め、学校として組織的に対応する。また、警察に報告すべき事案とされているものについても同様とする。

②学校サポートチームや関係機関との連携

スクールソーシャルワーカー、保護者代表、地域住民、児童相談所職員、警察職員と連携を行う。

6 発見、聞き取り、解決のプロセス

①迅速な対応、組織的な対応を心掛けて指導にあたる

教職員は、児童や保護者からの情報やその他児童観察で気になったことがあった場合は、すぐにいじめ対策委員会に報告する。いじめ対策委員会主導で事実確認を行い、いじめの事実が確認された場合は、臨時でいじめ対策委員会を開き、指導方法等の方針を決め、指導にあたる。被害児童の担任は、事後の様子を委員会又は生活指導夕会で報告する。(記録をし、次年度への引き継ぎも行う)

②被害児童への支援、加害児童への指導

被害児童への支援

- ア 学校の組織的対応による安全確保と不安解消のための支援
- イ 保護者への対応方針及び対応経過の説明
- ウ 外部人材や関係機関等と連携した支援
- エ 教育支援センター等と連携した支援

加害児童への指導

- ア いじめの行為に対する教職員の毅然とした指導
- イ 保護者への報告や協力関係の構築
- ウ 教職員、スクールカウンセラー等による更生への支援
- エ 別室での学習の実施
- オ 警察や児童相談所等の関係機関と連携した更生への支援

③いじめ関連の連絡、対応系

